

県内産木材活用被災者住宅再建助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という。）が実施する県内産木材活用被災者住宅再建助成事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。）、木の家ですくすく子育て応援事業費補助金交付要綱（平成28年3月17日付け林第1155号）、及び木の家ですくすく子育て応援事業実施要領（平成28年3月17日付け林第1156号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で事業を実施するものとする。

(補助金交付の目的等)

第2 補助金の目的、補助金交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

1 補助金交付の目的

島根県西部を震源とする地震または平成30年7月豪雨の被災者が行う、県産木材を使った木造住宅等の再建を支援する。

2 補助金交付の対象者及び補助対象

(1) 補助金交付の対象者

島根県西部を震源とする地震または平成30年7月豪雨により被災した住宅等の所有者

(2) 補助対象

島根県西部を震源とする地震または平成30年7月豪雨により被災した住宅等

3 補助対象経費及び補助金の額

別表のとおり。

(補助金の交付申請)

第3 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「新築、増改築、修繕、外構工事」にあつては工事完了後に、「購入」にあつては購入（売買契約締結）後速やかに補助金交付申請書（様式1）に関係書類を添えて、木材協会に提出するものとする。

関 係 書 類

- | |
|--|
| (1) 建築確認済証又は建築工事届の写し（新築の場合）
(2) 売買契約書の写し（購入の場合）
(3) 設計図（平面図）の写し（新築、増改築の場合）
(4) 設計図（平面図、見取り図等）の写し（修繕、外構工事の場合）
(5) 県産木材使用証明書（様式4）
(6) 「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し
(7) 領収書（工事費の総額がわかること）の写し
(8) 領収書（県産木材代金がわかること）の写し（修繕、外構工事の場合）
(9) UIターン者が加算補助に該当する場合の書類（別紙の1に記入）
(10) 三世代同居で加算補助に該当する場合の書類（別紙の2に記入）
(11) 三世代近居で加算補助に該当する場合の書類（別紙の3に記入）
(12) 工事完了時の写真
(13) 罹災証明書の写し（新築、購入、増改築、修繕の場合）
(14) 被災証明書の写し（外構工事の場合） |
|--|

(補助金の支払い)

第4 木材協会は、申請書を受理したときは申請内容を検査し、適正と認めたときは、申請者へ交付決定を通知（様式2）するとともに、指定する口座に補助金を振り込むものとする。適正と認

められなかった場合は、申請者にその旨を通知（様式3）するものとする。

（県産木材使用証明書）

第5 木材協会会員は、申請者から当該住宅等の建築等に製材・納材した県産木材について証明の依頼があったときは、県産木材使用証明書（様式4）により行うものとする。

（関係者との協力・連携）

第6 木材協会は、当該事業の実施に当たり、施工業者（工務店等）、石州瓦工業組合と協力・連携を図るものとする。

（県産木材を使用した木造住宅の証明）

第7 木材協会は、当該補助金交付決定通知者から県内産木材活用被災者住宅再建助成事業適合証明申請書（様式5）の提出があった場合は、その内容を確認し、適合証明書（様式6）を発行するものとする。

（その他）

第8 補助事業の実施に当たっては、申請者又は施工業者あるいは納材業者等は、当該補助事業に係る証拠書類を明らかにしておくとともに、検査等において確認を求められた場合は、速やかに提出できるよう整備・保管しておくものとする。

なお、当該証拠書類は、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間は保管しなければならない。

第9 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から施行し、平成30年4月9日から適用する。

この要綱は、平成30年7月20日から施工し、平成30年7月5日から適用する。

別表

補助金交付の対象となる事業の内容		補助金の額及び限度額
区 分		
新築・購入又は増改築	①県産木材を構造材に50%以上使用する住宅等の新築又は購入	<p>県産木材1㎡当たり2万円とし、1件当たり30万円を上限とする</p> <p>三世帯同居・近居若しくはUIターンに該当する場合は定額10万円を加算する（住宅のみ）</p> <p>建築場所が中山間地域等に該当する場合は定額10万円を加算する</p>
	②県産木材を構造材に50%以上使用する住宅等の増改築	<p>県産木材1㎡当たり2万円とし、1件当たり15万円を上限とする</p> <p>三世帯同居・近居若しくはUIターンに該当する場合は定額10万円を加算する（住宅のみ）</p> <p>建築場所が中山間地域等に該当する場合は定額10万円を加算する</p>
修繕・外構工事	③事業費50万円以上の工事で県産木材20万円以上使用する住宅等の修繕・外構工事	<p>上限10万円</p> <p>次のとおり加算するが、複数該当しても上限は10万円とする</p> <p>① 三世帯同居・近居若しくはUIターンに該当する場合は定額10万円を加算する（住宅のみ）</p> <p>② 建築場所が中山間地域等に該当する場合は定額10万円を加算する</p>

※1 補助金の限度額は、対象事業費（工事实費）と「被災者生活再建支援事業」及び「石州瓦産業経営強化支援事業」の助成額合計の差額以内とすること

※2 同一敷地内に存在する複数の建築物については、合算し1件として申請すること

※3 別敷地に存在する複数の建築物に係る申請を同一申請人が行う場合は、別申請とすること